



保険金・給付金を 確実にお受け取りいただくために



この冊子は、保険金・給付金をお受け取りいただくまでの
お手続きの流れについてご説明するとともに、
当社の付随的なサービス・特約の概要をご紹介するものです。
万が一の時、保険金・給付金を確実にお受け取りいただくために、
あらかじめご一読をお願いいたします。



保険金・給付金をお受け取りいただくまでのお手続きなどの流れ

被保険者が「お亡くなりになった」「入院された」場合など…

保険金・給付金を確実にお受け取りいただくために

書類でのお手続き(保険金・給付金)

担当ライフプランナー、または
カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

ライフプランナーへのご連絡

あなたのライフプランナー

カスタマーサービスセンターへのご連絡

カスタマーサービスセンター
パートナー フォーユー

0120-810-740

※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください

ご連絡をいただきましたら

お手続きに関する書類をお届けいたします。



所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、診断書などをご準備ください。すべての書類が整いましたら、当社へご提出ください。
(お客様で自身で記入される報告書による代用が可能な場合がございます。)



ご提出書類の内容を当社にて確認させていただきます。



ご契約の内容に従い、保険金・給付金をご指定の口座へお支払いいたします。



専用Webサイトを使ってのお手続き(給付金)

ご契約者さま専用WebサイトのMyページから**給付金請求**のお手続きが可能です。

※当社所定の条件を満たす入院、手術、先進医療のご請求はMyページからのお手続きが可能です。

※ご利用条件は当社ホームページにてご確認ください。

※ご利用いただくにはMyページの登録が必要です。

Myページでのご請求



ブルデンシャル生命の
ホームページから

ブルデンシャル生命 マイページ

<https://www.prudential.co.jp/contractor/mypage/>



スマートフォン・
タブレットを
ご利用の方はこちら



画面の案内にそって入力し、必要書類の撮影・アップロードをしてください。

Myページからご請求手続きをされる場合、
請求書類などの郵送は不要です。

お支払いに関し、ご納得いただけない場合の制度

「お支払ホットライン」「支払審査会」について

当社は、より透明性の高い保険金・給付金のお支払い態勢を目指して、「お支払ホットライン」「支払審査会」を設置しております。(詳細につきましては、別途お問い合わせください)

- 保険金・給付金等のお支払いに関する会社判断にご納得いただけない場合は、「お支払ホットライン」へお問い合わせください。専門スタッフよりわかりやすく丁寧にご説明させていただきます。
- 専門スタッフの説明にご納得いただけない場合には、外部の弁護士や医師、一般消費者等によって構成される支払審査会にお申し立ていただくことができます。
- 支払審査会では、お客様のお申し立て内容に基づき第三者の客観的な立場で会社判断の妥当性を十分に審議・判断します。
- 当社では、その支払審査会の判断を最大限尊重した措置を採っております。

当社の付随的なサービス・特約について

当社には、次のような付随的なサービス・特約もございます。

●《保険金即日支払サービス》

死亡診断書のコピーと簡単な請求書にご記入いただくだけで、死亡保険金額内で最高1,500万円まで、最短の場合は即日お支払いできます。なお、ご契約より2年を経過した契約等の制限があります。

●《ドナー・ニーズ・ベネフィット》

血液難病患者に骨髄移植に必要な骨髄を提供するドナーになったときは、所定の給付金をお支払いできます。骨髄幹細胞採取手術および末梢血幹細胞採取手術が対象となります。

●《リビング・ニーズ特約》

リビング・ニーズ特約を付加することにより、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、ご存命中に死亡保険金額の一部または全部をお支払いできます。この特約によりご請求いただける保険金額の限度については一定の制限があります。

●《在宅ホスピスケアについて》

退院時に余命6か月以内と判断され、病院または診療所以外において、各種の症状を緩和することを目的として、医師の計画的な医学管理のもとで総合的に提供される医療を継続して受けている場合、退院後も病院または診療所に入院しているものとみなしてお取り扱いいたします。

●《介護前払特約》

介護前払特約を付加することにより、主契約の「保険料払込期間経過後」かつ「被保険者の年齢が満65歳以上」で、被保険者が公的介護保険制度における「要介護4」または「要介護5」に認定された場合、介護年金として保険金の一部を前払いできます。

●《指定代理請求特約》

指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人とされている保険金・給付金のうち、特定のものについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、指定代理請求人（ご契約者から被保険者の同意を得てあらかじめ指定していただきます。）が、受取人に代わってその保険金・給付金を請求することができます。指定代理請求人を指定する場合は被保険者の戸籍上の配偶者等の制限があります。

※いずれのサービス・特約においても、お支払いには所定の制限がございます。対象となる保険種類・制限の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認いただくか、別途お問い合わせください。

※記載の取扱は登録日現在の取扱によるもので、将来変更となることがあります。

ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」および当社ホームページの「商品一覧（<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/>）」をご覧ください。

お引越しをされた際の「住所変更の手続き」のお願い

当社からのご案内文書や、保険金・給付金を確実にお届けするため、お引越しをされた方は住所変更のお手続きをお願いいたします。担当ライフプランナーにご連絡いただくか、カスタマーサービスセンターへご連絡ください。なお、ご契約者さま専用WebサイトのMyページでもお手続きを承ることが可能です。

ご契約者さま専用
Webサイト

my ページのご案内

利用申請は…



スマートフォン・タブレットを
ご利用の方はこちら



ブルデンシャル生命のホームページ

ブルデンシャル生命 マイページ

検索

<https://www.prudential.co.jp/contractor/mypage/>



プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>
カスタマーサービスセンター 0120-810740

パートナーフォーユー